



鞍手町町制施行70周年記念 ロゴマーク使用マニュアル

鞍手町町制施行70周年記念ロゴマーク使用マニュアル

目次

○ 本マニュアルの位置づけ	1
○ ロゴマークデザイン	2
○ ロゴマーク使用期間	3
○ 使用条件	4
○ 使用にあたっての手続き	5
○ 注意点	6
○ お問い合わせ先	7

本マニュアルの位置づけ

❖ 位置づけ

「鞍手町町制施行70周年記念ロゴマーク使用マニュアル」は、企業、団体等が、町制施行70周年または町制施行70周年事業をPRする目的で、鞍手町町制施行70周年記念ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合の使い方等を定めるものです。

チラシ、パンフレット、ポスター、名刺、封筒、WEBページ、SNS等にロゴマークを是非ご活用いただき、町制施行70周年のPRにご協力ください。

ロゴマークデザイン

黒字



白字（便宜上、視認性確保のために背景色を黒にしています）



ロゴマーク使用期間



❖ ロゴマークの使用期間

2025年4月1日から2025年12月31日まで

(事業等によっては年度内(2026年3月31日まで)は使用可能とします)

使用条件



鞍手町町制施行70周年や町制施行70周年事業のPRのために使用する場合に限り、ロゴマークを使用することができます。

ただし、使用者は次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- ① 法令又は公序良俗に反しないこと
- ② 町の品位を傷つけないこと
- ③ 特定の政治、思想又は宗教の活動に使用しないこと
- ④ 不当な利益を得るために使用しないこと
- ⑤ 町の事業又は町が認めた関連事業の推進に支障を来さないこと
- ⑥ ロゴマークを使用して自己の商標若しくは意匠に使用せず、又は商標権、意匠権等の知的財産権の申請をしないこと
- ⑦ 第三者にこれを譲渡し、又は転貸しないこと

使用にあたっての手続き

◆使用申請

使用にあたっては、指定の様式(様式3)にて事前の申請が必要です。

申請書は、役場まちづくり課まちづくり戦略係に提出してください。

ただし、次の場合については申請は不要です。

- ① 町又は町が設置した公共的団体が使用する場合
- ② 報道機関が報道の目的で使用する場合
- ③ その他町長が使用の申請を要しないと認めた場合

※上記に該当する場合は、まちづくり戦略係までご連絡ください。

注意点



❖ 申請時の注意点

申請書は、漏れなく記入して下さい。
(特にメールアドレスは画像データ送信に必須です。)

承認まで時間を要する場合もあるため、余裕をもって申請してください。

❖ 使用時の注意点

ロゴマークの向きを上下又は左右に反転しないでください。

ロゴマークは、変形や分解、色の変更などの加工はしないでください。
(縦横比が変わらない拡大・縮小は可とします。)

ロゴマークは、他の図や文字と重ならないようにしてください。

お問い合わせ先



❖ お問い合わせ先

鞍手町大字小牧2080番地2

鞍手町役場 まちづくり課 まちづくり戦略係

TEL: 0949-42-2033

Mail: machi@town.kurate.lg.jp

※申請書提出先もこちらになります。